

第4次 吉田町男女共同 参画プラン

令和3年3月

概要版



住民一人ひとりが
ともにいきいきと暮らせるまち



静岡県
吉田町



男女共同参画社会とは…

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」をいいます。(男女共同参画社会基本法第2条)

性別にとらわれず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会

教育では

- 早い段階からの男女共同参画意識の学習により、人権を尊重した男女共同参画社会の基礎を創造
- 性の多様性について正しく理解することにより、差別がなく、誰もが個性を發揮できる社会を実現

職場では

- 意思決定過程への女性の参画が進み、多角的な視点により、経済活動の創造性が増し、生産性が向上
- 働き方の多様化が進み、誰もが働きやすい職場環境が確保されることにより、家庭との両立が可能に

家庭では

- 家族を構成する個人がお互いに尊重しあうことにより、家族のパートナーシップが強化
- 仕事と家庭の両立支援環境が整い、男性の家庭への参画も進むことにより、男女がともに子育てや教育に参加

地域では

- 誰もが主体的に地域活動へ参画することにより、地域のコミュニティがより強力に
- 様々な困難を抱える人を地域で支え合い、安心して生活できる環境を実現



一人ひとりの豊かな人生

教育、仕事、家庭、地域において、多様な活動を自らの希望に沿った形で展開でき、誰もが性別にとらわれずに夢や希望を実現できる社会へ

吉田町男女共同参画プランとは…



誰もがその性別にとらわれることなく、ともに支えあい、ともに責任を担い、個人としての意思を自ら選択して行動し、自分らしい生き方を選択できる社会の実現を目指して、施策を推進するための計画です。なお、第4次吉田町男女共同参画プランは、令和3年度から令和6年度までの4年間を計画期間とします。

目指す姿

住民一人ひとりが ともにいきいきと暮らせるまち

基本目標

本町が目指す姿である「住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち」を実現するため、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標①：あらゆる教育の場において

人と人がお互いに人権を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる。

基本目標②：職場において

男女がお互いを尊重し、個人が個性と能力を発揮できる職場環境をつくる。

基本目標③：家庭において

男女が家事・子育てや介護など全てにおいて、ともに喜びや責任を分かち合うことができる家庭をつくる。

基本目標④：地域において

誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して暮らせる活力ある地域をつくる。

プランの体系図

目指す姿の実現に向け、基本目標ごとに施策の方向を定め、相互に連携しながら事業

目指す姿

住民一人ひとりがともにいきいきと暮らせるまち

基本目標

1

あらゆる教育の場において

人と人がお互いに人権や価値観を尊重し合い、思いやりの心を育む教育環境をつくる。

2

職場において

男性と女性がお互いを尊重し、多様な働き方への理解を深め、個人が個性と能力を発揮できる環境をつくる。

3

家庭において

男性と女性が家事、子育てや介護など全てにおいて、ともに喜びや責任を分かち合うことができる家庭環境をつくる。

4

地域において

誰もが参画しやすく、お互いに助け合い、安心して生活できる活力ある地域をつくる。



を実施します。

施策の方向

- ①学校教育における人権尊重・男女平等の教育の推進
- ②子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進
- ③あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発
- ④性の多様性に関する理解の促進

相互に連携し、
効果的に
施策を推進

- ①男女平等の雇用環境の創出
- ②男性中心型の労働慣行の見直し
- ③多様な働き方の促進による女性活躍の実現

- ①男性の家事・育児・介護への参画促進
- ②多様なライフスタイルを実現できる体制づくり
- ③お互いを思いやる心と身体の健康づくり

相互に連携し、
効果的に
施策を推進

- ①地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- ②男女共同参画の視点に立った防災の推進
- ③様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の
推進と男女の新しい活躍

相互連携

基本目標
1

あらゆる教育の場において



施策の方向1

学校教育における人権尊重・男女平等に関する教育の推進

施策の方向2

子育てや教育に携わる者への男女共同参画に関する教育・学習の推進

施策の方向3

あらゆる世代における人権尊重・男女共同参画意識の啓発

施策の方向4

性の多様性に関する理解の促進

学校では、一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が充実し、性別にとらわれず主体的に進路が選択されています。また、あらゆる分野において、男女共同参画に関する学習機会の充実が図られています。

指標	現況 令和2年度	目標 令和6年度
中学生における「男女共同参画社会」という用語の認知度	28.3%	90%
中学生における固定的性別役割分担*に反対する人の割合	53.8%	70%
男女共同参画推進講演会参加者に占める若年層（40歳代以下）の割合	38%	50%
男女共同参画の視点に立った子育て世代向けセミナー等の開催回数	9回/年	5回/年
広報誌等への男女共同参画に関する記事の掲載回数	3回/年	3回/年
人権教室及び人権啓発活動の開催回数	7回/年	7回/年
男女共同参画に関する講演会や講座等の開催回数	29回/年	25回/年
性の多様性に関する用語の理解度	—	50%

基本目標
2

職場において



施策の方向1

男女平等の雇用環境の創出

施策の方向2

男性中心型の労働慣行の見直し

施策の方向3

多様な働き方の促進による女性活躍の実現

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女ともに個性や能力を十分に発揮しています。男女ともに育児休業や介護休業を積極的に利用し、ゆとりと充実感を持って仕事と家庭や地域活動を両立しています。

指標	現況 令和2年度	目標 令和6年度	
「男女共同参画社会づくり宣言」事業所の数	20件	24件	
セクハラ・マタハラ等に関する従業員の意識啓発を行っている町内事業所の割合	100%	100%	
広報誌等における雇用・労働の法制度の周知回数	3回/年	3回/年	
町内事業所における育児休業取得者に占める男性の割合	1.5%	5%	
町内事業所における介護休業取得者に占める男性の割合	0%	15%	
合同企業説明会の開催回数	1回/年	1回/年	
町内事業所における管理職に占める女性の割合	係長相当職	7.2%	25%
	課長相当職	9.9%	15%
	部長相当職	3.2%	10%
育児と仕事をしている女性の割合（20～40代の正規職）	44.1%	50%	

基本目標
3

家庭において



施策の方向①

男性の家事・育児・介護への参画促進

施策の方向②

多様なライフスタイルを実現できる体制の整備

施策の方向③

お互いを思いやる心と身体の健康づくりの促進

家族がお互いに尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。

指標	現況 令和2年度	目標 令和6年度
男女共同参画の視点に立った子育て世代向けセミナー等の開催回数【再掲】	9回/年	5回/年
親の介護に携わっている男性（夫）の割合	59.5%	60%
家事に携わっている男性（夫）の割合	57.9%	60%
育児に携わっている男性（夫）の割合	70.4%	80%
子育て支援センターの利用者数	7,406人	15,000人
保育所の待機児童数	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人
7か月児健康相談実施率	98.9%	100%
DV防止のための啓発活動回数	1回/年	3回/年

基本目標
4

地域において



施策の方向①

地域における男女共同参画の基盤づくりの促進

施策の方向②

男女共同参画の視点に立った防災の推進

施策の方向③

様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境づくり

性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、まちづくりや防災などの活動に、男女がともにいきいきと参画しています。

地域における方針の立案や決定過程に男女がともに参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。

全ての人が必要な支援や協力を受けられ、安心して暮らすことができる環境が整っています。

指標	現況 令和2年度	目標 令和6年度
審議会等委員に占める女性の割合	22.1%	25%
自治会役員に占める女性の割合	5.5%	7%
地域防災指導員に占める女性の割合	20.7%	25%
女性消防団員の数	4人	10人
広報誌等への男女共同参画に関する記事の掲載回数【再掲】	3回/年	3回/年
性の多様性に関する用語の理解度【再掲】	—	50%
保育所の待機児童数【再掲】	0人	0人
放課後児童クラブの待機児童数【再掲】	0人	0人
DV防止のための啓発活動回数【再掲】	1回/年	3回/年

男女共同参画のためのインフォメーション

(令和3年3月時点)



内閣府

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
配偶者等からの暴力に関する こと	DV 相談ナビ	#8008 ※一部のIP電話からは利用できません
配偶者等からの暴力に関する こと	DV 相談+ (プラス)	0120-279-889

静岡県

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
男女共同参画に関する苦情・ 相談	県男女共同参画課	054-221-3363
夫やパートナーとの関係、 子どもや家族を巡る悩みや 苦しみなどに関する こと	あざれあ女性相談	054-272-7879 ●月・火・木・金 9:00~16:00 ●水曜日 14:00~20:00 ●第2土曜日 13:00~18:00 (祝日、年末年始を除く)
配偶者等からの暴力を始め とする、女性が抱える様々 な問題について相談したい 方	DV 相談ダイヤル	054-286-9217 ●9:00~20:00 (祝日、年末年始を除く)
男性の生き方、家庭の問題、 仕事や健康の悩みなどに 関すること	あざれあ男性電話相談	054-272-7880 ●毎月第1・3土曜日 (休館日を除く) 13:00 ~ 17:00

吉田町

問合せ内容	相談窓口	電話番号等
介護サービスに関する こと	福祉課	●直通電話番号 0548-33-2105・2106 ●メールアドレス fukushi@town.yoshida.shizuoka.jp
健康に関する こと	健康づくり課	●直通電話番号 0548-33-7000 ●メールアドレス kenkou@town.yoshida.shizuoka.jp
保育サービスに関する こと	こども未来課	●直通電話番号 0548-33-2153 ●メールアドレス kodomo@town.yoshida.shizuoka.jp
配偶者等からの暴力に関する こと		
その他男女共同参画社会全 般に関する こと	企画課	●直通電話番号 0548-33-2135 ●メールアドレス kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp

発行：令和3年3月
編集：静岡県吉田町企画課 〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉87番地
電話：0548-33-2135 FAX：0548-33-2162 E-mail：kikaku@town.yoshida.shizuoka.jp